

芦屋市条例第 34 号

芦屋市援護資金貸付条例を廃止する条例

芦屋市援護資金貸付条例（昭和 45 年芦屋市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の芦屋市援護資金貸付条例第 5 条に規定する償還方法及び第 6 条に規定する償還延期又は減免については、なお従前の例による。